

## 大和市公告第84号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大和都市計画防火地域及び準防火地域の変更案を作成したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和4年9月15日

大和市長 大木 哲

### 1 都市計画の種類

大和都市計画防火地域及び準防火地域

### 2 都市計画を定める土地の区域

#### (1) 追加する部分

大和市下鶴間字乙五号、中央林間西三丁目及び六丁目、南林間九丁目、西鶴間七丁目、深見字森下、福田字甲三ノ区及び甲四ノ区、代官一丁目並びに上和田字三貫目、宮久保、城山及び中ノ原地内

#### (2) 削除する部分

なし

#### (3) 変更する部分

大和市下鶴間字甲一号から甲四号まで、乙一号から乙四号まで及び乙六号から乙九号まで、つきみ野一丁目から四丁目まで及び六丁目から八丁目まで、中央林間三丁目、五丁目、七丁目及び九丁目、中央林間西一丁目、二丁目、四丁目、五丁目及び七丁目、南林間二丁目から八丁目まで、西鶴間二丁目、四丁目から六丁目まで及び八丁目、上草柳八丁目及び九丁目、上草柳字丸山、東ヶ里、篠山、扇野及び文ヶ岡、桜森三丁目、深見字坊ノ窪、入村、要石及び大塚戸、深見台一丁目から四丁目まで、中央五丁目及び六丁目、草柳一丁目及び二丁目、柳橋一丁目から五丁目まで、福田一丁目、二丁目及び四丁目から八丁目まで、福田字甲一ノ区、甲五ノ区から甲八ノ区まで、乙二ノ区及び乙七ノ区から乙九ノ区まで、代官二丁目及び四丁目、渋谷三丁目、四丁目及び八丁目、上和田字上ノ町、新道、久田原、新道添、谷戸頭、谷戸、寺ノ上、桜山、下モ町及び下ノ原並びに下和田字上ノ原地内

### 3 都市計画の案の縦覧場所及び意見書の提出場所

大和市街づくり施設部街づくり計画課

### 4 縦覧期間

令和4年9月15日から同月29日まで（午前8時30分から午後5時15分まで）。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。